

令和6年小布施町議会9月会議会議録

議 事 日 程（第4号）

令和6年9月20日（金）午後3時開議

開 議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 総務産業常任委員長報告
- 日程第 2 議案第51号 小布施町犯罪被害者等支援条例
- 日程第 3 議案第56号 令和6年度小布施町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 4 議案第60号 令和6年度小布施町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第69号 小布施町道路線の認定
- 日程第 6 社会文教常任委員長報告
- 日程第 7 議案第52号 小布施町福祉医療費資金貸付基金条例及び小布施町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第53号 小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第54号 小布施町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第55号 小布施町指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第57号 令和6年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第58号 令和6年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第59号 令和6年度小布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第68号 損害賠償の額の決定
- 日程第15 議案第70号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更
- 日程第16 政策立案常任委員長報告
- 日程第17 陳情第 1号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意

見書提出についての陳情

- 日程第 18 陳情第 2 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情
- 日程第 19 陳情第 3 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情
- 日程第 20 陳情第 4 号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情
- 日程第 21 陳情第 5 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情
- 日程第 22 発委第 3 号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書の提出
- 日程第 23 発委第 4 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出
- 日程第 24 発委第 5 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出
- 日程第 25 発委第 6 号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出
- 日程第 26 発委第 7 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出
- 日程第 27 発委第 8 号 小・中学校給食費の無償化を求める意見書の提出
- 日程第 28 発議第 1 号 地方自治法改正に関する意見書の提出
- 日程第 29 決算特別委員長報告
- 日程第 30 議案第 6 1 号 令和 5 年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第 31 議案第 6 2 号 令和 5 年度小布施町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第 32 議案第 6 3 号 令和 5 年度小布施町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第 33 議案第 6 4 号 令和 5 年度小布施町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第 34 議案第 6 5 号 令和 5 年度小布施町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第 35 議案第 6 6 号 令和 5 年度小布施町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第 36 議案第 6 7 号 令和 5 年度小布施町水道事業会計利益の処分及び決算認定
- 日程第 37 議会報告第 9 号 出納検査の報告
- 日程第 38 議員の派遣について
- 日程第 39 議案第 7 1 号 小布施町教育委員会委員の任命について
- 日程第 40 議案第 7 2 号 小布施町名誉町民の選定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１３名）

１番	田 中 助 一 君	３番	山 崎 博 雄 君
４番	小 倉 繭 君	５番	久保田 守 彦 君
６番	竹 内 淳 子 君	７番	関 良 幸 君
８番	寺 島 弘 樹 君	９番	中 村 雅 代 君
１０番	福 島 浩 洋 君	１１番	小 林 一 広 君
１２番	小 渕 晃 君	１３番	関 悦 子 君
１４番	小 西 和 実 君		

欠席議員（１名）

２番	村 中 容 君
----	---------

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	桜 井 昌 季 君	副 町 長	田 中 洋 友 君
教 育 長	山 崎 茂 君	総 務 課 長	須 山 和 幸 君
企画財政課長	大 宮 透 君	住民税務課長	宮 川 伸 幸 君
健康福祉課長	原 茂 君	産業振興課長	宮 崎 貴 司 君
建設水道課長	芋 川 享 正 君	子ども課長	益 満 崇 博 君
生涯学習課長	藤 沢 憲 一 君	監 査 委 員	持 田 宏 君

事務局職員出席者

議会事務局長	鈴 木 利 一	書 記	草 間 愉佳子
--------	---------	-----	---------

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○議長（小西和実君） ご苦労さまです。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小西和実君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

2番議員、村中 容君から、都合により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日町長から、議案第71号 小布施町教育委員会委員の任命について、議案第72号 小布施町名誉町民の選定について、政策立案常任委員長から、発委第3号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書の提出について、発委第4号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出について、発委第5号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出について、発委第6号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について、発委第7号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について、発委第8号 小・中学校給食費の無償化を求める意見書の提出について、中村雅代議員、田中助一議員から、発議第1号 地方自治法改正に関する意見書の提出についてが提出されましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（小西和実君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

これより直ちに日程に入ります。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小西和実君） 日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました日程第2、議案第51号から日程第5、議案第69号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。
中村総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 中村雅代君登壇〕

○総務産業常任委員長（中村雅代君） 総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

9月10日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、9月会議で付託された議案第51号 小布施町犯罪被害者等支援条例について、議案第56号 令和6年度小布施町一般会計補正予算について、議案第60号 令和6年度小布施町下水道事業会計補正予算について、議案第69号 小布施町道路線の認定についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第51号についての質疑の主なものとして、小布施町犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱第4条の助成の種類、内容、額の詳細内容は。県内市町村の条例制定の状況は。また、小布施町独自支援の有無は。申請に伴う窓口はどこが担当となるか。犯罪被害者ということで苦痛を受けていると考えると、助成金交付申請は負担とならないようワンストップでの対応が重要と考えるが、見解は。犯罪者の家族に対しての交付の対象の有無は。既に導入している自治体は、担当する職員が精神的にストレスとなり、負担が増えていると聞くが、今回導入に当たり、担当職員へ対しての研修等行っていく考えについてどうか等の発言がありました。

議案第56号についての質疑の主なものとして、今回の補正は人件費が多く含まれるが、4月の人事異動に伴うものという理解でよいか。人件費の補正は本来12月に一括であったが、今会議での補正は事務的に相当負担となると考えるが、見解は。最低賃金が改正となるが、

今回補正への反映の有無は。特別職人件費に児童手当が出ているが、該当の有無は。児童手当支給の詳細な仕組みは。松くい虫の被害予防対策の有無は。県の指導の状況は。北斎ホール舞台照明のLED化が必要と考えるが見解は。水路新設改良事業の詳細内容は。町有施設PPA導入に伴う補助は、今後その都度、施設単位で行うという理解でよいか。PPA導入に当たっては、本来、町や貸主の負担なしに電気料等購入し、地産地消を図るのがメリットであるとするが、今後その都度、施設単位で行うと、今回のメリットが消えてしまうと思うが、見解は。重点対策加速化事業を行っている他の市町村と比較して多大な事業費であるが、一般財源の持ち出し等懸念があるが、見解は。PPA導入事業の契約方法は。デザインビルド委託の業者選定に当たり、近隣の業者の参加の有無は。マイクログリッド構築の施工に当たっては、ある程度実績のある業者が入っていないと不安であるが、見解は。契約時は議会議決の有無は。重点対策加速化事業の財源の詳細として、5年間の事業のイニシャルコスト、国交付金、一般財源の持ち出し等の資料を提出してほしい。今回の道路新設改良事業の詳細な工事範囲は等の発言がありました。

議案第60号及び議案第69号についての質疑はありませんでした。

以上が、本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、9月17日、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行いました。

議案第51号の討議の主なものとして、今回の条例は直接犯罪者に被害を受けた者に限られているが、今後は犯罪者の家族も含めた中で進んでいけば、なおよいと考える。既に導入している他の自治体では、対応する職員が対応にかなり苦勞していることを聞いているため、庁舎内で研修を行うなど丁寧に進めていくべきと考える。本案件は、政策立案常任委員会においても検討した経過があるが、今回その検討内容が盛り込まれており、賛成である。今回の提案は危機管理係であるが、非常に負担が増えるため、人的な手当ををしっかりとしていくべきであるとの発言がありました。

議案第56号の討議の主なものとして、重点対策加速化事業については、まだ今後5年間の事業について資料が示されていない。もう少し議決を延ばしたほうがよいと考える。5年間として行う事業はこれまでに例がない。このような事業は、議会として議決する事項として、今後は取り上げてよいのではと考える。マイクログリッド構築の説明があったが、まだ議会として調査不足である。重点加速化対策事業は早急にやるべき内容であると考え、賛成で

ある。地球温暖化については、町においても、もう少し早く対応すべきであったと認識するが、危険度を見極めた上で進めてよいと考える。世界首長誓約が2020年8月に調印され、環境に配慮しての方針を町として世界に発信されていることから、進めていくべき義務であるとする。議会が町民から説明を求められた場合、現時点では難しいため、全容が見える形でもう少し説明が欲しいと考える。全体の流れの分かる資料がまだ出されていない。まず資料を出してもらうことが先決である。継続実施していくことにより、将来は単費で対応する懸念もある。今回の補助事業終了後の継続性について、しっかりとした説明が必要である等の発言がありました。

議案第60号及び議案第69号についての発言はありませんでした。

討論を省略して採決の結果、議案第51号、議案第60号、議案第69号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第56号は、討論を省略した後、審査の継続についての動議が提出され、全員挙手で動議が成立しました。

次に、議案第56号について、審議継続の採決を取り、全員挙手で審議を継続することに決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和6年9月20日、総務産業常任委員長、中村雅代。

○議長（小西和実君） 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第51号について討論に入るわけですが、賛成討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

山崎博雄議員。

〔3番 山崎博雄君登壇〕

○3番（山崎博雄君） 犯罪被害者等支援条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

この条例は、誰もある日突然、犯罪等に巻き込まれるおそれがある中で、条例により、犯罪被害者等が必要とする施策を町が総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復や軽減、日常生活の再建を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の形成を目的としています。

昨年の5月に隣接地で起きた事件を発端に、近隣市町村をはじめ県下市町村において、条例制定の動きが生じました。議会においても、この事件が風化しないうちに、一刻も早く町民に協力を求め、かつ働きかけることを目的に、犯罪被害者に対し支援を行う強い広報力として条例が必要と判断し、議会政策立案常任委員会において、町民の代表である議会によって、条例を制定することが検討されていました。

委員会の中で、町側と協議の場を設けるなどして、議会側からの条例制定の働きかけにより、今議会において、条例案が町側から議案として提出された経過があります。内容についても、委員会において検討した内容であり、議会の意を盛り込んだものになっていることから、本条例案について信頼を持ち、賛成の意を表するものであります。

要望事項として、担当する職員の精神的な負担を十分考慮した中で、研修・フォロー体制の充実を図っていただきたいと思います。

最後に、犯罪被害を被る方々がこの先に生ずることがないように切に願い、そして、町民と関係機関が一丸となって犯罪防止に力を注ぎ、安全に安心して暮らしができるまちづくりを築き上げるという決意と町民の皆様の協力をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（小西和実君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第51号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第60号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第69号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小西和実君） 日程第6、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました日程第7、議案第52号から日程第15、議案第70号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。
関社会文教常任委員長。

〔社会文教常任委員長 関 良幸君登壇〕

○社会文教常任委員長（関 良幸君） 社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

9月11日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、9月会議で付託された議案第52号 小布施町福祉医療費資金貸付基金条例及び小布施町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について、議案第53号 小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第54号 小布施町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案

第55号 小布施町指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、議案第57号 令和6年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第58号 令和6年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第59号 令和6年度小布施町介護保険特別会計補正予算について、議案第68号 損害賠償の額の決定について、議案第70号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第52号について、質疑の主なものは、今回の一部改正に伴い施行日が12月であるが、今回議会で議決することの必要性は等の発言がありました。

議案第53号について、質疑の主なものは、今回の一部改正に伴い、12月2日から進めるには混乱があると想定されるが、対策は。窓口対応に相当混乱を来すと推測されるが、対応に当たる職員のストレスチェック体制は等の発言がありました。

議案第68号について、質疑の主なものは、現契約リース期間が5年間で、あらかじめ決まっていたこともあり、契約期間の終了後の対応でよかったのではと考えるが、見解は等の発言がありました。

議案第54号、議案第55号、議案第57号、議案第58号、議案第59号及び議案第70号については質疑はありませんでした。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、9月17日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第68号及び議案第70号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

令和6年9月20日、社会文教常任委員長、関 良幸。

○議長（小西和実君） 以上で社会文教常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第52号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第52号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第53号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第54号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第55号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第57号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第58号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第59号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第68号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第70号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（陳情）

○議長（小西和実君） 日程第16、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会に付託されました日程第17、陳情第1号から日程第21、陳情第5号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、政策立案常任委員長の審査報告を求めます。
山崎政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 山崎博雄君登壇〕

○政策立案常任委員長（山崎博雄君） 政策立案常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

9月9日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、政策立案常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、9月会議で付託された陳情第1号 刑事訴訟法の改正によるえん罪

被害者の速やかな救済を求める意見書提出についての陳情、陳情第2号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情、陳情第3号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情、陳情第4号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情、陳情第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情であり、陳情人に出席を求めて慎重に審査いたしました。

陳情第1号について、質疑の主なものとして、世界の中における日本と比較して、取組状況は。意見書案の要望に検討することとなっているが、この表現でよいのか、見解は等の発言がありました。

陳情第2号についての質疑の主なものとして、日本の医療費がますます増えている要因として、高齢者の増加が考えられるが、総医療費の状況を医療従事者として、日頃からどう捉えているか。診療報酬というものに変えるのではなく、もう少し違った運動をすべきと考えるが、見解は。医療労働組合連合会において、介護士や介護職員の賃金改定をどう考えているのか。外国人賃金の状況と医療労働組合における経営会議の参加の現状は。介護職員の離職率と入職超過率の推移の現状は等の発言がありました。

陳情第3号について、質疑の主なものとして、国民健康保険税の未払い者に対する保険証発行の有無は等の発言がありました。

陳情第4号についての質疑の主なものとして、ヘルパーの給与、全産業平均を月額約6万円下回った数値の根拠は。訪問介護職員の地域手当や地方加算の現状と、今回陳情に際しての検討のあるなしは。訪問介護報酬を上げるということは、介護保険料アップにつながるという理解でよいのか等の発言がありました。

陳情第5号についての質疑の主なものとして、個人通報制度と調査制度の詳細内容は。国が検討中だという姿勢を崩していないのはなぜか、見解は。他国の女性差別撤廃に対する姿勢と選択議定書を批准していない実態から見て、矛盾していると思うが、見解は。女性差別に関するアンケート調査実施の有無は等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、陳情人から詳細な説明がありました。

慎重審査を期すために、9月17日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行いました。

陳情第2号についての討議の主なものとして、意見書の提出先について確認を等の発言がありました。

陳情第3号について、討議な主なものとして、国庫負担よりもほかの手法であると思い、反対である。

陳情第4号について、討議な主なものとして、賛成であるが、これにより介護保険料への影響が懸念される等の発言がありました。

陳情第1号、陳情第5号についての発言はありませんでした。

討論を省略して採決の結果、陳情第1号は全員挙手で、陳情第2号、陳情第3号、陳情第4号及び陳情第5号は挙手多数で、採択すべきものと決定いたしました。

以上、政策立案常任委員長報告といたします。

令和6年9月20日、政策立案常任委員長、山崎博雄。

○議長（小西和実君） 以上で政策立案常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、陳情第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより陳情第1号について採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は採択であります。

本陳情を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、陳情第2号について採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は採択であります。

本陳情を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、陳情第3号について採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は採択であります。

本陳情を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、陳情第4号について採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は採択であります。

本陳情を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。

よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、陳情第5号について採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は採択であります。

本陳情を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。

よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択と決しました。

◎発委第3号～発委第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） お諮りいたします。日程第22、発委第3号から日程第26、発委第7号までは、陳情に伴う意見書の提出に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

発委第3号から発委第7号までについて、政策立案常任委員長から提案理由の説明を求めます。

山崎政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 山崎博雄君登壇〕

○政策立案常任委員長（山崎博雄君） それでは、意見書案についてご説明させていただきます。

発委第3号、令和6年9月20日、政策立案常任委員長、山崎博雄。

刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。
提案理由。

無実であるにもかかわらず有罪とされる、いわゆるえん罪については、刑事訴訟法に基づく裁判のやり直しにより救済が図られているが、再審手続の進め方については、法令において詳細に定められていないため、審理の適正さ及び公平さが損なわれかねない状況となっており、再審の請求は証拠を新たに発見した場合等に認められるため、証拠開示の実効性が担保されないなどの懸念がある。また、検察官が再審開始の決定に対して不服申立てを行い、速やかに公判への移行ができない事例もあり、長期化する傾向があることから、国会及び政府において、えん罪被害者を速やかに救済するための措置を講じるよう強く要請する。

意見書は別紙をご覧ください。朗読は省略します。

続きまして、発委第4号、政策立案常任委員長、山崎博雄。

政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。
提案理由。

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であることから、2.5%のベースアップ目標としていたものの、目標を下回っており、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっています。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が広がっており、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。

ついては、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、追加の賃上げ支援策を実行することを国に要望します。

意見書案については別紙をご覧ください。朗読は省略します。

続きまして、発委第5号、政策立案常任委員長。

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。

国保税は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大の下、所得が低い若い世代にとっても事業主負担がなく、生活を圧迫する切実な問題となっている。

国民健康保険には他の保険にない均等割があり、特に子供に係る均等割は、子育て支援への逆行にはかならず、さらなる支援が必要である。

公的医療保険は、平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって負担や給付に大きな格差があることは、制度の趣旨に反することから、政府に対し、国民健康保険財政への国庫負担の増額することを求める。

意見書案については別紙をご覧ください。朗読は省略します。

発委第6号、令和6年9月20日、政策立案常任委員長。

訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。

提案理由。

介護報酬の引下げにより、在宅介護の基盤が壊滅的になるおそれがあること、また、人手不足が深刻な中で、今回の介護報酬改定では介護職員の報酬を0.98%引き上げるとしているが、財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はなく、このままでは介護人材の確保がより困難になると考えることから、訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を求める。

意見書案は別紙のとおりです。朗読は省略します。

発委第7号、政策立案常任委員長。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。

女性差別撤廃条約の締約国は、女性に対する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段により、かつ遅滞なく追求することに合意しており、国連が定めた国際的な人権基準の適用を積

極的に国内で進めることが、条約締約国である日本政府の役割である。選択議定書の批准は、女性の人権保障、女性差別撤廃の取組を強化し、ジェンダー平等社会の形成を促進することにつながる。

本年10月に国連女性差別撤廃委員会による第6回目の日本報告審議が行われることを見据え、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを強く求める。

意見書案は別紙のとおりです。朗読は省略させていただきます。

○議長（小西和実君） 以上で説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第3号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第3号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第4号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第4号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第5号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第5号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第6号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第6号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。

よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第7号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第7号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。

よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

◎発委第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） 日程第27、発委第8号 小・中学校給食費の無償化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

政策立案常任委員長から提案理由の説明を求めます。

山崎政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 山崎博雄君登壇〕

○政策立案常任委員長（山崎博雄君） それでは、発委第8号 小・中学校給食費の無償化を求める意見書提出議案上程に至った経過から、最初に説明させていただきます。

7月17日付で議員より、政策立案による申出書が議題として提出されました。それを受け、令和6年7月25日に政策立案常任委員会を開催し、県下小・中学校における給食費の無償化の状況の確認を行いました。

委員会の調査では、県下における無償化は27町村が実施、38都道府県のうち200を超える地方議会が意見書を提出、県内においては県議会、3市、2村が意見書を国へ提出している。

小布施町の給食費は、小学校が年間5万5,454円、中学校は年間6万4,140円で、町では一部負担を行っており、また、文部科学省の調査によれば、全国の自治体の4割が全額負担か一部無償となっている。

以上の点を踏まえ、当委員会内で討議を行いました。

討議の中での発言の主なものは、給食の負担は親の責任で行うべきではないか。町のみでの無償化の負担は財政負担が大きいという意見が出されました。

国への意見書の提出について、採決の結果、全員賛成で可決。

続いて、本年9月5日に当委員会を開催し、意見書案の内容を精査し、別紙案のとおり可決しております。

なお、続いて9月17日において、委員と委員外議員多数の出席を得て委員会を開催し、本件について討議を行いました。

討議においての発言の主なものを報告します。

全国の自治体で給食費がまばらである中で、国の無償化はどのように実施するのか。福祉医療費などは県補助があるが、県では給食費の補助をどのように考えているのか。無償化により国庫財源が多分に必要になり、ほかの施策に影響が生じることが懸念される等の発言がありました。

以上の経過報告を申し上げまして、本日の意見書案をご説明申し上げます。

別紙をご覧くださいと思います。

発委第8号、政策立案常任委員長提出。

小・中学校給食費の無償化を求める意見書について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

給食費の取扱いについては、全額を無償化とする自治体のほか、今般の物価高騰に伴う食材費の高騰分を負担する自治体が増加する一方、全額を保護者負担とする自治体もあり、自治体の方針によって給食費の負担状況が異なっています。

児童・生徒の心身の成長において、学校給食が果たす役割の重要性に鑑みれば、学校給食は自治体の方針に左右されず無償で実施すべきであるとともに、物価高騰が家計に深刻な影響を与える中、子育て世帯の負担軽減の観点からも、無償化を求める声が広がっています。

よって、国会及び政府において、児童・生徒の健やかな発達に不可欠な学校給食を全国ど

の自治体においても保護者の経済的負担なく実施するため、国の財政支援によって、小・中学校の学校給食費無償化を実現するよう強く要請します。

意見書案については別紙をご覧ください。朗読は省略いたします。

○議長（小西和実君） 以上で説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第8号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第8号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、発委第8号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） 日程第28、発議第1号 地方自治法改正に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

9番、中村雅代議員。

〔9番 中村雅代君登壇〕

○9番（中村雅代君） 意見書の提出についてご説明申し上げます。

発議第1号、発議者、小布施町議会議員、中村雅代、田中助一。

地方自治法改正に関する意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙の意見書案を添えて提出します。

提案理由について申し上げます。

6月19日に参議院本会議において可決成立した地方自治法の一部を改正する法律については、地方自治体の求める改正でないこと、日本国憲法で規定する地方自治の権利を侵害し、地方分権一括法で認めた国と地方自治体の関係が対等でなくなることなど、大きな問題点を含むものである。民主主義の根幹をなす地方自治や対等を原則とする国と地方自治体の関係を変容する可能性をはらむもので、反対の立場を表明するものである。

しかし、既に可決成立した法案については、改正された規定に基づき執行が可能となるため、運用に当たっては、附帯決議を踏まえ、十分配慮することを求める。

続いて、地方自治法改正に関する意見書、別添のものです。

前半7行は、ただいま申し上げました提案理由とほぼ同じ内容でございますので、割愛させていただきます。

1. 「大規模な災害」や「感染症のまん延」以外の「その他」については、具体的な内容が全く示されない。今後、具体的な内容を地方自治体と協議し、その協議が済むまでは執行しないこと。

2. 政府が行う「指示」は、本来、自治体に指示することは許されないものであり、前述のように国と地方自治体との関係を上下にするものである。やむを得ず「指示権」を行使するにあたっては、事前に地方自治体と連絡を密にすること。また、災害等では通常の状態と違い、想定できないことに全力で地方自治体が当たっている状況であることを踏まえ、最大限、地方自治体の意見を取り入れること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は記載のとおり、内閣及び国会に提出いたします。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎決算特別委員長報告（議案）

○議長（小西和実君） 日程第29、決算特別委員長報告を行います。

決算特別委員会に付託されました日程第30、議案第61号から日程第36、議案第67号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、決算特別委員長から審査報告を求めます。

福島決算特別委員長。

〔決算特別委員長 福島浩洋君登壇〕

○決算特別委員長（福島浩洋君） 決算特別委員会における審査の経過及び結果の報告をいたします。

9月17日午前9時40分から公民館講堂において、委員12名中12名の出席を得て、決算特別委員会を開きました。

会議に付した案件は、9月会議で付託された議案第61号 令和5年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第62号 令和5年度小布施町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号 令和5年度小布施町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号 令和5年度小布施町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号 令和5年度小布施町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号 令和5年度小布施町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号 令和5年度小布施町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてであります。

令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、決算特別委員会に2日間の日程を設置し、議案第61号については第1日程及び第2日程それぞれに、議案第62号、議案第63号及び第64号は第2日程に、議案第65号、第66号及び第67号は第1日程において審査を行いました。

9月17日の決算特別委員会において、副委員長から審査の経過と結果の報告を求め、付託された案件の審査を行いました。

これらをまとめたものを報告させていただきます。

議案第61号についての発言の主なものは、不納欠損について、時効を延ばす工夫をした案

件の有無は。今後の採用職員の見通しと職員の研修状況は。派遣研修の昨年度との格差の要因は。定年で退職した人数と年齢層、全国的な傾向と比較してはどうか。将来的に人口が減少していった場合における職員数をどう考えているか。地方創生推進事業1,491万円の委託先と委託に至った経緯は。また、土地借り上げ料の詳細内容は。宿日直業務委託により、職員の時間外勤務手当などはどのくらい削減になったのか。防災士資格取得に伴い、町内へ講師を呼び受講できるシステム構築についての現状は。また、資格取得者に、防災訓練等にその私見を生かし役割を与えるなどの考えは。防災対策費決算額に対し、主な支出内容に大きく乖離があるが、他の支出内容は。災害時の資材備蓄は、各自治会へ交付金ではなく、町単独で対応すべきと考えるが、見解は。防災対策として備蓄する非常食や保存飲料水の取扱いや保存期間の考え方は。ふるさと納税促進事業におけるパートナー企業とはどこか。また、結果の詳細内容は。精密耐震診断の補助申請がゼロとなった要因は。サテライトオフィスの公募の状況は。官学協働事業、都市計画総務費に東大先端研への委託があるが、事業内容の相違点は。行政改革推進委員会の開催が1回のみであった理由は。高額な借地料が続いているが、行政改革推進委員会議やFM推進会議などではどのような論議があったのか。道路区域の借地料について、購入したという理解でよいのか。フローラルガーデンを町民の憩いの場として使えるよう、入口を改善すべきと考えるが、見解は。2号遊休農地が前年度比約1万平方メートルの増となっているが、要因と分析の有無は。先進的農家支援等旅費の支援先は。商工会の会員数の現状と今後の見込みは。企業者支援事業の実績がない状態が続いているが、制度上の問題点等を含めた見解は。鉄道事業者が行う踏切整備事業に伴う町への事業内容の事前説明の有無は。地域連携長野電鉄沿線活性化協議会の小布施町の構成員は。交通サービスインバウンド対応支援事業の詳細内容は。栗木れんが歩道の修繕は安全上、広範囲に行う必要と考えるが、見解は。また、アスファルト舗装に変える考えは。土地開発公社解散に伴う上町西側道路と国道403号代替地残地取得の詳細内容と今後の活用方針は。小布施町振興公社出損金は、既に公益財団法人から一般財団法人に移行してあることから、決算書に記載すべきではないと考えるが、見解は。時効の中断の取組により不納欠損が避けられた事例の有無は。個別避難計画作成に伴う人数以外の成果は。町外保育園等への委託料の詳細内容は。シルバー人材センターの加入状況と活動状況は。児童福祉総務費と保育園管理費とで支出に大きな差があるが、正当性について見解は。一時保育の年間利用者数が年々減少してきている要因は。現在運営している地域活動支援センターみすみ草の運営状況と、今後の設備建て替えなどの考えは。みらいく小布施の利用状況は。病児・病後児保育施設の教育

委員会への問合せ状況は。出生数が年々減少してきている見解は。河川の水質検査の状況は。美術館施設の入館料収入などの実績を示すため、成果説明書にある程度の数字を掲載すべきと考えるが、見解は。高井鴻山記念館に関連する土地の借り上げ開始時期と契約人数は。小学校のタブレットの活用状況と各教員による運用状況は。年度途中で講師が退任となったが、後任の対応状況は。公民館備品購入費における講堂ワイヤレスマイク設備の電波環境の改善は。中学校就学支援に伴い、制服の廃止などを含め、家庭の負担軽減を図っていく考えは。教科学習支援員の報酬の計算根拠と手当の状況は。認定こども園栗ヶ丘幼稚園のクラスごとと職員数等の状況は。幼稚園・保育園における職員の配置バランスについての考えは。延長保育士の保育資格の有無は。おぶせミュージアム収蔵品の損傷調査の有無は。おぶせミュージアム関連の借地経過と今後の方針は。損害に対し、原因となった責任者の処分についての考えは。学校給食会の開催回数が少ないが、どうか。また、残食調査等の実施の有無は。学校給食における盛り方などのルールの有無は等の発言がありました。

議案第62号についての発言は、国民健康保険税の今後の負担軽減についての考えは等の発言がありました。

議案第63号について、発言はありませんでした。

議案第64号についての主な発言は、介護予防・普及啓発事業の詳細な成果内容は等の発言がありました。

議案第65号についての発言は、不納欠損に至るまでの時効を中断した事例の有無は等の発言がありました。

議案第66号についての発言はありませんでした。

議案第67号について、主な質疑は、供給単価や給水単価の算出根拠は。有収水量の詳細内容は。水道事業費用の不用額が過大となっている要因は等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された議案の質疑内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

これらの議案について、慎重審議を期すため、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第61号は挙手多数で、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号及び議案第66号は全員挙手で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。また、議案第67号は全員挙手で、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上、決算特別委員長報告といたします。

令和6年9月20日、決算特別委員長、福島浩洋。

○議長（小西和実君） 以上で決算特別委員長報告が終わりました。

◎決算特別委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） これより一括して質疑に入ります。

決算特別委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第61号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第61号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第62号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第62号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第62号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第63号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第63号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第64号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第64号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第64号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第65号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第65号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第65号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第66号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第66号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第66号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第67号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第67号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決及び認定されました。

◎出納検査の報告

○議長（小西和実君） 日程第37、議会報告第9号 出納検査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

持田監査委員。

〔監査委員 持田 宏君登壇〕

○監査委員（持田 宏君） お疲れさまです。

それでは、例月出納検査の結果に関する報告書をご覧いただきたいと思います。

1、検査の概要。

（1）検査の対象、令和6年5月分、6月分、7月分の次の各会計基金等に係る現金、預貯金等の出納の保管状況、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業会計、基金繰替金、町・県民税、歳入歳出外現金、指定金融機関担保金、一時借入金。

（2）検査の実施日、令和6年6月27日、令和6年7月26日、令和6年8月27日。

（3）実施した検査手続、検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料等、各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等との照合、その他、通常実施すべき検査を行いました。

2番、検査の結果です。

令和6年5月31日現在、6月28日現在及び7月31日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出された収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金明細は別表のとおりです。後でご覧ください。

以上ですが、令和6年9月20日、小布施町監査委員、持田 宏、同じく小布施町監査委員、関 悦子。

以上です。

○議長（小西和実君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって出納検査の報告を終わります。

◎議員の派遣の決定

○議長（小西和実君） 日程第38、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣につきましては、お手元にお配りいたしましたとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員の派遣につきましては、お手元にお配りいたしましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。日程変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、日程変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任することに決定いたしました。

◎議案第71号の上程、説明、採決

○議長（小西和実君） 日程第39、議案第71号 小布施町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

桜井町長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（小西和実君） 全員起立であります。

よって、議案第71号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第72号の上程、説明、採決

○議長（小西和実君） 日程第40、議案第72号 小布施町名誉町民の選定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

桜井町長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（小西和実君） 全員起立であります。

よって、議案第72号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（小西和実君） 以上で、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

9月会議を閉じ、令和6年小布施町議会を散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、9月会議を閉じ、令和6年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（小西和実君） ここで、町長から挨拶があります。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） 令和6年9月会議の散会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

9月会議に上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、補正予算1件を除く20件について、原案のとおり可決いただきましたこと、また、本日提出いたしました小布施町名誉町民の選定、教育委員会委員の人事案件について、原案のとおり議決をいただき、厚く御礼を申し上げます。

継続審議となった令和6年度小布施町一般会計補正予算につきましては、本会議でご指摘のあったことを踏まえ、必要な対応を検討してまいりますので、改めてご審議いただきますようお願いをいたします。

春山文典氏の名誉町民選定につきまして、議決をいただき、ありがとうございました。

春山氏におかれましては、長年にわたり貴重な作品をご寄贈いただき、また、小布施駅前ロータリーの「豊穰の門」をはじめとするパブリックアートの制作を手がけ、町の文化芸術の向上に貢献していただいております。ご寄贈いただきました作品は、おぶせミュージアム

の常設コーナーでご紹介をさせていただくとともに、郷土の作家の芸術に触れ、豊かな心を育むため、栗ヶ丘小学校や小布施中学校にも作品を展示しております。

春山氏は金属造形作家として、日展、現代工芸美術展など第一線で長らくご活躍をされ、令和元年には、国の優れた芸術家を顕彰する日本芸術院会員に選出をされ、今後ますますのご活躍とさらなる飛躍をご期待申し上げているところでございます。

令和5年度決算認定に当たり、詳細に決算の審査を賜り、ご意見をいただきました監査委員に対し、厚く御礼を申し上げます。決算認定に際していただきましたご意見を踏まえ、適切な事務改善を図ってまいります。

8月以降、雁田山付近で、熊の目撃情報が複数寄せられております。新聞やテレビ報道などにおいても、全国での熊の目撃情報や、不幸にも被害を受けられたニュースが多く見られます。引き続き注意喚起に努めてまいります。付近にお住まいの皆さんや通行される方は、単独行動は避け、音の鳴るものを身につけるとともに、万が一、熊やイノシシなどを見かけても決して近寄らず、安全な場所に避難していただきますようお願いいたします。

9月会議の開会の挨拶でも申し上げましたとおり、今年は大きな災害もなく、農作物はここまで順調な生育状況となっていると伺っております。このまま何事もなく、豊作の秋を迎えられることを願うばかりです。

9月も中旬を過ぎまして、いよいよ本格的な秋の行楽シーズンを迎えております。先週の3連休、町外から非常に多くの観光客の皆さんがお越しになりました。今後も大きな災害がなく、小布施らしい秋のにぎわいが続くことを祈るばかりであります。

今後の事業予定について申し上げます。

9月7日、ツルヤ小布施店様駐車場をお借りして行っておりますサタデーリサイクルにおきまして、有料ではありますが、家電4品目の回収を行い、テレビが24台、冷蔵庫6台、洗濯機6台を回収いたしました。

また、10月5日には、昨年に引き続き、リユース品の回収を行います。ご家庭にある食器や工具など、まだ使えるものがございましたら、ぜひお持ちいただき、資源循環の促進にご協力をお願いいたします。

健康保険証につきましては、12月2日以降、新規発行されないことが決定されております。以降は原則として、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証をご利用いただくこととなりますので、まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、お早めに申請をしていただきますようお願いいたします。また、ご自身で申請できない方を対象としました申請サポー

トを予約制により行っておりますので、ご利用ください。

新型コロナウイルスの感染者数は、8月下旬をピークに減少傾向となっております。新型コロナウイルス感染やインフルエンザ感染は、ともに医療機関や介護の事業所等では、引き続き感染に対する注意をお願いしております。

住民の皆さんも、これから寒くなる中、体温や健康状態のセルフチェックをしていただき、症状がある場合には、咳エチケット、手指消毒、換気、適切なマスクの着用など、基本的な感染対策に取り組んでいただきますよう、改めてお願いをいたします。

ふるさと納税の拡充・寄附拡大に向けた新たな取組といたしまして、今年度より、町外から訪れた方がその場で申し込める現地決済型の納税システムを導入する予定であります。9月25日に、事業者の皆さん向けに説明会を開催する予定です。こういった新たな取組を積極的に推進しながら、ふるさと納税によるさらなる寄附拡大につなげていけるよう取り組んでまいります。

町制施行70周年記念事業といたしまして、10月10日にフローラルガーデンおぶせ内のO B U S E花屋におきまして、新宿高野タカノフルーツパーラーとのコラボ企画、秋のフルーツカット・パフェづくり教室を開催いたします。小布施産のフルーツが持つ魅力を再確認するとともに、さらに付加価値が加わる様子をじかに感じていただく機会としたいと思います。農繁期のお忙しい時期ではございますが、特に農業関係の皆さんに広くご参加いただきますようお願いをいたします。

10月19日、20日の両日、大日通り及び森の駐車場周辺で、小布施六斎市を開催いたします。昨年復活しました小布施万燈神輿の巡行に加え、今年は、中町・福原両自治会のご協力による祭り屋台の巡行・展示、さらには、押羽自治会のご協力による上下諏訪神社門灯籠の建立により、市に華を添えていただきます。大勢の皆さんにお越しいただきたいと思います。

11月3日には、町制施行70周年記念式典を開催いたします。記念式典では、日頃、町政の推進や町の発展に多大なる貢献をいただいている皆さんを顕彰するとともに、町内外から多くの招待者をお呼びし、町の記念すべき年を共に祝いする予定であります。小布施町が次の5年、10年を見据えて、さらに元気で活力にあふれるよう、町民の皆さんと共に大いに盛り上げてまいりたいと思います。

11月16日には、東京小布施会・ふるさと交流会が東京グリーンパレスにおいて、昨年に引き続き対面形式で開催をされます。今年は、小布施出身の瀧川鯉三郎さんによる落語、昨年、創立60周年を迎えられた小布施女声コーラスの皆さんによる合唱などが披露される予定であ

ります。議員各位におかれましても、ぜひご出席いただきますようお願いをいたします。

高井鴻山記念館では、今日から12月18日まで、「古刹岩松院と鴻山・北斎の名品展～歴史に刻まれる風景～」を開催いたします。鴻山や北斎の作品を紹介するほか、岩松院所蔵の寺宝が並ぶ特別展を行います。岩松院に伝わる仏画や資料の数々をご紹介します。ふだん見る機会が少ない貴重な作品を展示しますので、ぜひご覧ください。

おぶせミュージアム・中島千波館では、10月5日から1月28日まで、「秋の中島千波展「こんな絵を描いてきました」」を開催いたします。金屏風、写生、新聞小説の挿絵、シュールリアリズムや、人間とは何かを追求したシリーズ、世界の山を描いた作品、そして絵師としての版画制作など、画伯のこれまでの多彩な歩みを紹介いたします。また、初日は午後2時から、ギャラリートークを開催いたしますので、大勢の皆さんにお越しいただきたいと思います。

中学校では、9月27日、28日の2日間、第57回鳳凰祭を行います。今年のテーマは「繋（つながり）」です。生徒の学習成果の展示発表のほか、27日には、意見文・英語スピーチ発表やSDGs講演会など、28日には、吹奏楽部の発表、また音楽会が開催されます。ぜひ大勢の皆さんに、生徒の活動の様子をご参観いただければ幸いです。

10月13日には、第55回町民運動会を開催いたします。昨年と一部種目を変更し、参加して楽しい、見ていて楽しい、面白い町民運動会を目指します。大勢の皆さんに奮ってご参加ください。

また、10月19日から20日は、六斎市に合わせ、総合文化祭を開催します。

なお、11月4日には、芸能祭を予定しておりますので、大勢の皆さんにお越しいただければと思います。

本会議並びに委員会において、議員各位から賜りましたご意見、ご要望、さらには監査委員からいただきましたご意見につきましては、十分検討いたしまして、今後の町政の執行に遺憾なきよう努めてまいります。

議員各位におかれましては、ご健康に留意され、ご健勝でご活躍いただきますとともに、町議会のみずますのご発展を祈念申し上げ、散会の挨拶とさせていただきます。

○議長（小西和実君） 以上で町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小西和実君） これにて9月会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時32分